

苓北町職員等の公益通報に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第2項の規定に基づき、苓北町職員等からの公益通報（以下「職員等公益通報」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当し、又は該当していた者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を含む。）

イ 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員

ウ 苓北町（以下「町」という。）から事務若しくは事業の委託を受け、又は当該事務若しくは事業に従事する者

エ 町の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の役員又は当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事する者

(2) 通報対象事実 次のいずれかに該当する事実をいう。

ア 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実

イ 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又は害するおそれのある事実（アに掲げるものを除く。）

ウ 町民全体の公益に反するおそれのある事実

(3) 公益通報 職員等が町の事務事業に関し、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときに行う通報をいう。

(4) 通報者 公益通報を行った職員等をいう。

(職員等公益通報窓口の設置)

**第3条** 町長は、職員等公益通報の受付及び職員等公益通報に係る相談に応じるため、職員等公益通報窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に設置する。

2 通報窓口の担当者は、自らが関係する職員等公益通報の対応に関与してはならない。

(職員等公益通報委員会の設置)

**第4条** 町長は、公益通報を適切に処理するため、職員等公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

(1) 副町長

(2) 教育長

(3) 総務課長

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める職員

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

4 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 8 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員が当事者となっている事案に係る職員等公益通報については、当該委員は、委員会が当該委員から当該公益通報に係る事情を聴く必要があると認める場合を除き、委員会の会議に出席することができない。
- 10 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(職員等公益通報の受付等)

**第5条** 職員等は、公益通報を行うときは、職員等公益通報書（様式第1号）により通報窓口に行わなければならない。

- 2 公益通報は、実名により行わなければならない。ただし、通報対象事実を証明する確実な資料を示すときは、匿名により行うことができる。
- 3 通報窓口は、職員等公益通報書を受け付けたときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

(通報者の責務)

**第6条** 通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。

- 2 通報者は、他人に損害を加える目的、不正の利益を得る目的その他不正な目的で公益通報を行ってはならない。

(職員等公益通報の受理等)

**第7条** 委員会は、第5条第3項の規定による報告を受けたときは、職員等公益通報の内容を審査の上、当該公益通報の受理の可否を決定しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による決定をしたときは、職員等公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により、速やかに通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しないとき及び当該公益通報が匿名で行われたときは、この限りでない。

(調査の実施)

**第8条** 委員会は、職員等公益通報を受理したときは、速やかに当該公益通報に係る通報対象事実の確認のための調査（以下「調査」という。）を行わなければならない。

- 2 調査を行う者（以下「調査員」という。）は、委員長が指名する職員をもって充てる。
- 3 職員等は、調査に誠実に協力しなければならない。
- 4 調査員は、調査を実施したときは、職員等公益通報に係る調査員調査報告書（様式第3号）により、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 委員会は、調査の結果により通報対象事実があると認めるときは、職員等公益通報調査結果報告書（様式第4号）により、速やかに町長に報告しなければならない。

(調査結果に基づく措置等)

**第9条** 町長は、前条第5項の規定による報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めるときは、速やかに通報対象事実の是正に係る措置その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 町長は、前項の措置を講じたときは、職員等公益通報調査及び措置結果通知書（様式第5号）により、前条第5項の調査の結果及び前項の措置の結果を速やかに通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないとき及び当該公益通報が匿名で行われたとき

は、この限りでない。

(通報妨害及び不利益取扱いの禁止)

**第10条** 町長は、職員等に対し、正当な理由なく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。

2 通報者に関する情報は、非公開とし、職員等公益通報の処理及び調査に当たっては、町長は、通報者の秘密を守るため、正当な理由がなく、通報者である旨を明らかにすることその他通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

3 町長は、通報者、通報窓口公益通報に係る相談をした職員等（以下「相談者」という。）及び調査員が行う調査に協力した職員等（以下「協力者」という。）が、公益通報を行ったこと、相談を行ったこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益取扱いに係る申出等)

**第11条** 通報者、相談者又は協力者（以下「通報者等」という。）は、職員等公益通報に係る事由を理由として不利益な取扱いを受けたときは、通報窓口に対しその是正を図るための措置の申出（以下「申出」という。）を行うことができる。

2 通報窓口は、申出を受けたときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに不利益な取扱いに係る調査（以下「不利益調査」という。）を行わなければならない。

4 第8条第1項から第4項までの規定は、不利益調査について準用する。

(不利益回復措置等)

**第12条** 委員会は、不利益調査の結果、通報者等に対する不利益な取扱いがあると認めるときは、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項に規定する報告を受けた場合において、必要がある認めるときは、速やかに申出を行った通報者等が受けた不利益を回復するための措置、当該不利益な取扱いを行った職員等に対する措置その他の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

職員等公益通報書

年 月 日

氏 名	
区 分 (該当する区分に☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を含む。） <input type="checkbox"/> 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員 <input type="checkbox"/> 荅北町（以下「町」という。）から事務若しくは事業の委託を受け、又は当該事務若しくは事業に従事する者 <input type="checkbox"/> 町の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の役員又は当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事する者
所 属 (又は元の所属)	
電 話 番 号 (自宅又は携帯等)	(        ) —        —
通 報 の 内 容 (いつ、どこで、誰が、何を、どうしたか、それは何に反しているのかを具体的に記入してください。)	
証 拠 資 料 等 (該当する方に☑を付けてください。)	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
特 記 事 項	

※ 証拠となる資料等があれば添付してください

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

荅北町職員等公益通報委員会

職員等公益通報受理（不受理）通知書

年 月 日付けで通報のあった職員等公益通報については、荅北町職員等の公益通報に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので、同条第2項の規定により通知します。

1 公益通報の内容

2 結果

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

芥北町職員等公益通報委員会 様

調査員 所属  
氏名

職員等公益通報に係る調査員調査報告書

通報者	
公益通報の内容	
調査期間	
調査方法	
調査結果	
特記事項	

荅北町長 様

荅北町職員等公益通報委員会

職員等公益通報調査結果報告書

通報者	
公益通報の内容	
調査期間	
調査方法	
調査結果	
特記事項	

様

荅北町長



職員等公益通報調査及び措置結果通知書

年 月 日付けで通報のあった公益通報については、荅北町職員等の公益通報に関する要綱第9条第1項の規定により、次のとおり措置を講じたので、同条第2項の規定により通知します。

調査期間	
調査結果	
通報対象事実に対して とった措置	
特記事項	